

本論文は、1879年に新たに近代国家「日本」の領土となった沖縄に対するヤマト側のイメージの変遷、およびその歴史的意味を明らかにするものである。1879年に明治政府が琉球併合を断行したことにより、沖縄は制度的には「日本」の領域に組み込まれた。しかしその「日本」の住民の最大多数であるヤマトの人々は、いつから、どのように、沖縄を「日本」の一部と捉え、その住民を自分達と同じ「日本人」と見なすようになったのだろうか。本論文はこの問題を、明治期にヤマトで発行された新聞を主軸に、雑誌や公文書なども用いつつ検証する。

検証の対象とされるのは、併合から1897年までの約20年間である。ヤマト・メディアの沖縄に対する議論を扱った従来の研究では、おおむね併合直後の時期が対象とされてきた。しかし本論文では、沖縄の守旧派による権益回復運動である公同会運動（1895-87年）を、その失敗により沖縄が制度的「日本」化以外の選択肢を失ったという意味において重要なメルクマールであると捉え、この運動が展開された1897年までの期間を扱う。

本論文は、序章・終章に加え、合計5つの章で構成される。第1章「琉球併合をめぐるヤマト・メディアの琉球論」では、1879年の琉球併合をヤマト・メディアがどのように報じたのかを検討する。先行研究は併合から3ヶ月程度の新聞記事を対象とすることから、本論文はその後の約半年間の記事を分析し、①ヤマト・メディアは琉球併合に対する清側の批判を一方的に否定しつつも、琉球問題を「小事」と見なしていたこと、②そこで最重視されたのは琉球領有に起因する日清間の紛争の回避、ひいては日清提携であったことを明らかにする。その上で、当時のヤマトにとって、琉球は清と戦争をしてまでも守るべき「不可分の領土」ではなかったことが指摘される。

第2章「改約分島案交渉とヤマト・メディア」では、1879年後半から80年にかけて日清間で協議された改約分島案（琉球諸島の一部を清に与える代わりに、日清修好条規を改正し、日本が最恵国待遇を得る「改約」を内容とする琉球問題の妥結案）に関するヤマト・メディアの議論を検討する。これにより、①議論は賛否二分であったこと、②賛成するメディア（2紙）は領土の一部を失うことよりも清において得られる利権を重視していたこと、③反対するメディア（2紙）は「自国の領土」の割譲により日本の「国体」・「体面」に支障が生じる可能性を危惧していたこと、④反対メディアの内の1紙（『東京曙新聞』）のみは、沖縄を日本の「要島」とみなし、沖縄人を同胞であると明言していたことが明らかにされ、ヤマトにとって沖縄は、領土的には依然として「他国への部分割譲すら検討されるほど」軽微な存在でありつつも、僅かながら「日本／日本人の一部」とする言説が出現しつつあったことが指摘される。

こうした「軽微な」沖縄イメージを大きく変えたのが、1886年に行われた内務大臣山県

有朋による視察である。第3章「東アジア国際情勢の変動と沖縄」では、この視察の要因・実態・結果についての検討がなされ、まず要因については、山県の沖縄（と対馬）への視察は1885年の巨文島事件（英露間の勢力争いの一環としてイギリスが朝鮮の巨文島を占領した事件）を契機として実施されたことが明らかにされる。沖縄視察の実態に関しては、視察後に山県がまとめた『復命書』が検討され、それは①県政の総合方針と呼び得る内容であり、実際その構想は後の県政に強い影響を及ぼしたこと、②山県の見解のほとんどは漸進的「改善」論で、「其土人〔沖縄人〕ノ心術情状ヲ察スルニ（略）両属ノ念、頑然猶絶エス」等と述べるように、山県にとって沖縄の人々の「内面」はヤマトの住民と等し並みではなく、時間を掛けて誘導訓化すべきと見なされていたことが指摘される。視察の結果については、視察を受けてヤマト・メディアが沖縄は日本の防備を担う重要な軍事拠点であると強く意識するようになったことが論証される。すなわち沖縄とは直接関係のない東アジア国際情勢の変動が、結果的にヤマト・メディアに日本の国境としての沖縄の軍事的重要性を強く意識させ、少なくとも領土的には沖縄は「日本の一部」であるというイメージが強化されていったのである。

その後、日清戦争（1894-95年）を経て、日本が台湾を領有したことで、沖縄は日本の国境ではなくなった。先学はこの戦争の後、日本に『均質・対等な国民』という仮構に基づく『国民意識』が「ひとまずは形成された」と指摘するが（牧原憲夫『客分と国民のあいだ』吉川弘文館、1998年）、この仮構は、領土的には「揺るぎない日本」となった沖縄に対して、どのように設定されたのであろうか。この問題にアプローチするために、第4章「明治期歴史学界における琉球史研究」は、日清戦争と前後して歴史学界で行われるようになった琉球史研究に着目し、これらの研究において沖縄とヤマトとの関係がどのように位置づけられたのかを検討する。従来の研究では、神話・伝説を排除し「歴史的事実」に基づいて日琉関係を論じる菊池謙二郎の研究（1896年）から、この時期に後の「日琉同祖論」の構築に繋がるような本格的な議論はなされなかったとされてきたが、本章では、同時期に幣原坦の一連の研究も行われていたことが指摘され、①その研究は神話や伝説に基づいて琉球が往古からヤマトへ帰属していたことを論じるもので、後の「日琉同祖論」に通じる内容であったこと、②結果的に菊池よりも幣原の研究が広く一般に受け入れられたことが明らかにされる。領土的には日本の一部となった沖縄には、内実的にも「日本／日本人」であることが求められるようになり、「我々の神話・歴史」を共有する存在として描き直されたのである。

こうして内実的にも「日本／日本人の一部」としての沖縄イメージが形成されつつあった1895年、沖縄では守旧派による政治結社公同会が結成され、旧王家である尚氏を据えた沖縄県独自の特別制度の設置を求める政治運動を展開した。この運動がヤマトでどのように報道されたのかを検討する第5章「公同会運動をめぐるヤマト・メディアの諸相」では、①ヤマト・メディアは当初から「日本からの独立を志向する運動」と決めつけ、強烈な沖縄批判を展開したこと、②公同会側は、彼らの目的は独立ではなく（旧慣温存の廃止など

による)「さらなるヤマト化」であると反論したこと、③にもかかわらずヤマト・メディアはこの主張を無視し「沖縄＝独立を志向する地域」というイメージを強化する報道を行ったこと、④こうしたヤマト・メディアの報道を、沖縄初の新聞『琉球新報』(1893年創刊)が記事上で批判し、この記事は『東京朝日』・『大阪朝日』にも転載されたこと、一方、⑤『読売新聞』のみは当初から公同会運動の目的は独立ではなく復藩と見なし、公同会の求める特別制度には賛同しないものの、その一部の主張(特に旧税制の改正)には同調し、急速な同化策を採らない政府を批判したこと、⑥ただしこの同調は「南面(台湾・沖縄)の経営頗る重大」により「国家にして統一の実を欠けば(略)国家をして危殆の地位に陥らしむる」という「統一された国家＝日本」の国防上の観点から行われたこと、が明らかにされる。すなわち、「統一された国家＝日本」に取り込まれた沖縄イメージにおいては、たとえ「さらなるヤマト化」のための特別制度であっても、「日本」と異質な制度は容認し得なかったのである。

終章では、改めて全体を総括した上で、以後の沖縄がヤマトへの自発的同化の道へと追いつまれていくことが指摘される。そこではヤマトと同様の制度が求められ、伊波普猷ら沖縄の知識人によって唱えられた「日琉同祖論」では民族的同一性が主張されたのである。

以上の内容を持つ本論文が、史料に基づき整合的に論証し得た点を概括すると、①日本による併合から約5年間、ヤマトにとって「軽微」な存在であった沖縄が、巨文島事件を契機とした山県有朋の沖縄視察によって少なくとも領土的には重要な存在と意識されるようになったこと、②日清戦争前後において後の日琉同祖論に繋がる内容を持つ(すなわち沖縄とヤマトの内実面における一体性を説く)歴史研究が出現し、日清戦争の結果、日本の「内地」となった沖縄が内実的にも「日本／日本人」であることが必要となる中で、この研究が広く一般に受容されたこと、③「統一された国家＝日本」の一部としての沖縄が強く意識されるようになったヤマトでは、「さらなるヤマト化」のためであっても「日本」と異なる制度は一切許容されなかったこと、の三点となるだろう。また公同会運動の中でヤマト・メディアが沖縄メディアを意識した動きを見せるようになったことを指摘した点なども、特筆すべき成果である。

これにより本論文は、国民国家として統合されていく「日本」が、歴史的な歩みを異にする地域(沖縄)をどのように取り込んで行ったのかを、その最初期段階にあたる「併合から公同会運動の失敗までの期間」において具体的に明らかにしたと言えよう。この期間は、沖縄社会の内部からもヤマトへの同化を目指す動きが見られるようになる前段階にあたるが、従来の研究ではこの「時期的まとめ」は必ずしも明瞭に意識されず、従ってその意味も十分には検討されてこなかった。本論文では、ヤマトにおける沖縄イメージの変遷という切り口から、この期間を連続的かつ実証的に跡付け、複数の画期を指摘するなど、その歴史的意味を明らかにした上で、この期間を「まとめ／1サイクル」として区分することの有効性をも示した。この点も本論文の極めて大きな成果である。

審査では上記の諸点が評価された一方で、山県有朋の後に複数の閣僚が沖縄を視察した

ことに言及しなかった点や、日清戦争期のヤマト・メディアの沖縄に関する議論を扱わなかった点、他の近代国家との比較検討がなされていない点などに対し、その不十分性が指摘された。しかしいずれも今後の課題となるものながら、本論文の内容的意義を損なうものではないことも確認された。以上により、本審査委員会は、本論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定するに至った。